

介護保険施設の利用料が変わります

10月から「居住費」や「食費」は原則自己負担に

平成12年から始まった介護保険制度。介護を社会全体で支える仕組みとして、多くの人に利用されています。今回は、10月から介護保険施設などの利用料が変更となることについて、その理由などをお知らせします。

介護保険制度は、皆さんが納める保険料と、公費（税金）で支えられています。制度開始から5年が経過し、要介護（支援）認定を受け、サービスを利用する人が次第に増えてきました。それに伴い、介護サービス費用もたくさんかかるようになってきています。

保険料の上昇をできる限り抑えるためには、介護保険から支払う費用を効率化・重点化していく必要が出てきました。

また、これまでの制度では、同じ要介護状態であっても、在宅生活と施設入所では、費用負担が大きく異なっていました。これは、在宅生活を送っている人は家賃や光熱水費などの居住費や食費を本人が負担しているのに対し、施設入所している人

は、保険から給付されているためです。

同じ要介護度であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平になるよう、国の制度改正が行われ、10月利用分から、居住費や食費については、利用者が自己負担することになりました。

そのため、これまでと同じサービスを利用しても、負担額が変わります。なお、具体的な負担額については、各施設で決定されます。

ただし、所得の低い方の負担が、重くなりすぎることはないよう、本人の申請により、負担限度額を設定します。

負担額の計算例など、詳しくは、今回の広報いずもに合わせ発行する『介護保険通信（9月発行）』をご覧ください。



見直し対象の費用

- ・介護保険施設.....居住費、食費
（例）特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設
- ・ショートステイ.....滞在費、食費
- ・デイサービス・デイケア.....食費

おたずね / 介護保険課（TEL 21-2211内線 6411）

出雲市の介護サービス利用者数と保険給付額

	利用者数	保険給付額
在宅	3,911人 74.80%	3億8,828万円 50.00%
施設	1,317人 25.20%	3億8,825万円 50.00%

平成17年6月給付実績

10月1日(土)

平田の歴史文化を情報発信 木綿街道交流棟オープン

江戸時代から明治時代にかけて雲州木綿の集散地として栄え、今なお平田船川沿いに風情のある町並みを残す「木綿街道」。

この木綿街道を観光資源として活用し、平田地域の中心市街地の活性化につなげようと、平成16年度から木綿街道交流館の整備を進めてきました。

交流館は交流棟と本石橋邸からなり、10月1日にオープンする交流棟は、平田の商業や歴史文化の情報発信、文化を体験する交流

の場となります。案内所や展示コーナーをはじめ、染め物や綿織りの研修、会合などに利用できる研修室、そばなどを楽しめる飲食店があります。

また、本石橋邸は、平田の伝統的な建築様式「切妻妻入塗壁造」を色濃く残している民家で、3月1日からすでに一般公開しています。8月末までに、市内外から1,800人を超える来場者がありました。あなたも交流館で、木綿街道の歴史や文化にふれてみませんか。

木綿街道交流館

開館時間 / 9時～17時
休館日 / 火曜日
（祝日と重なった場合はその翌日）

交流棟

施設概要 / 案内所、研修室、飲食店
飲食店は10月2日(日)10時30分
オープンイベント（通常営業は、
10月5日(水)9:30～）
研修室利用料 / 1時間当たり520円
研修室は板の間(約32㎡)と土間
からなり、多目的な利用ができます。

本石橋邸

入館料 / 一般200円、小中学生100円



おたずね / 木綿街道交流館（TEL 62-2631）

オープンイベント

とき 10月1日(土)9時～16時
ところ 木綿街道交流館およびその周辺
内容 スタンプラリー、もち・風船の配布、
お茶席、木綿街道写真展など



伝統的な「切妻妻入塗壁造」で建てられた木綿街道交流館交流棟。